

古河税務署からのご案内

■確定申告のお知らせ

確定申告期間中は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、自宅等で確定申告書が作成できます。書面を印刷して郵送または「e-Tax」送信(事前準備が必要)のいずれかで提出してください。

【確定申告の相談および申告書の受付】

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)

[土曜日・日曜日を除く]

時間 受付：午前8時30分～

相談：午前9時～午後5時

場所 古河税務署会議室

※申告書の作成には時間を要するため、午後4時ごろまでにお越しください。

○平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日(火)～3月15日(火)です。

○平成27年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談および申告書の受付期限は3月31日(木)です。

■復興特別所得税

【所得税の確定申告をするすべての人へ】

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をする必要があります。確定申告書への復興特別所得税額の記載もれにご注意ください。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

■公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告は必要ありません。※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除等)の適用を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

※平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している人は、この制度は適用されないことになりました。

■納付期限と振替納税の利用について

○確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限および振替日は次のとおりです。

- ・現金、電子納税による納付：3月15日(火)

- ・振替納税：4月20日(水)

○確定申告による個人事業者の消費税および地方消費税の納期限および振替日は次のとおりです。

- ・現金、電子納税による納付：3月31日(木)

- ・振替納税：4月25日(月)

※申告書提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付は便利で安全な振替納税をご利用ください。

■贈与税の税制改正について(主なもの)

【改正1】相続時精算課税(平成27年1月1日施行)

適用対象者の範囲の拡大など、相続時精算課税の適用要件が次のとおりとなりました。

贈与者の要件	贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母または祖父
受贈者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人 ・贈与を受けたときにおいて贈与者の子である推定相続人および孫

【改正2】贈与税(暦年課税)の税率構造(平成27年1月1日施行)

最高税率の引き上げおよび子や孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の税率構造が変わりました。

暦年課税の場合、直系尊属(父母や祖父など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限る)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

【贈与税の申告と納付】

贈与税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに申告および納付をしなければなりません。

なお、贈与税の納付は振替納税をご利用できませんので、ご注意ください。

問 古河税務署 ☎ 32-4161